

弁護士のための節税と税金の落とし穴 セミナー資料の一部（HPアップ用）

弁護士の税金を考える

1 必要経費とは

1

例えば、応益負担税と人頭税

・ 応益負担：公益サービスの受益者税負担
例えば、市道を一步ずつ歩くごとに1円を負担

・ 人頭税＝全員同額の税負担

例えば、国家予算100兆円を1億人が負担

100,000,000,000,000円

÷ 100,000,000人 = 1,000,000円

2

税金を考えてみましょう

- ・ 税金とは何か？
- ・ **担税力**に応じた税負担（応能負担原則）
⇒ 応益負担、人頭税
- ・ 所得税では、担税力の測定基準は所得
- ・ 垂直的公平＝担税力に応じた税負担
- ・ 水平的公平＝同じ担税力の者は同じ税負担

3

収入と必要経費の関係は？

- ・ その者の担税力に応じて税金負担額が決まる
- ・ 所得税では所得に応じて税負担が決まる
- ・ 給与所得＝給与収入金額－給与所得控除
- ・ 事業所得＝総収入金額－必要経費（実額）
- ・ 必要経費となるか否かの判断は垂直的公平と水平的公平から考える = **適正な課税**

4

収入と必要経費の関係は？

- ・ 適正な課税を求めるという意味では、税務署も納税者も税理士も同じ
しかし立場によって解釈が違う
- ・ 民事事件ならば、当事者同士の納得
- ・ 税金は、
納税者と税務署と**その他の納税者**の納得

5

所得税法第27条(事業所得)

事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいう。

2 事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする。

6

所得税法第37条(必要経費)

その年分の不動産所得の金額、事業所得の金額又は雑所得の金額(事業所得の金額及び雑所得の金額のうち山林の伐採又は譲渡に係るもの並びに雑所得の金額のうち第35条第3項(公的年金等の定義)に規定する公的年金等に係るものを除く。)の計算上必要経費に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、

7

所得税法第37条(必要経費)

これらの所得の総収入金額に係る売上原価その他当該総収入金額を得るため直接に要した費用の額及びその年における販売費、一般管理費その他これらの所得を生ずべき業務について生じた費用(償却費以外の費用でその年において債務の確定しないものを除く。)の額とする。

8

法律事務所にまつわる

2 弁護士自身の確定申告

9

開業弁護士の確定申告

- ・ 源泉税の管理(法テラス=日本司法支援センター等の支払調書)
- ・ 消費税課税事業者 簡易課税選択適用届け
- ・ 青色事業専従者(生計一) 給与現金支払
- ・ 連動:所得税と地方税、事業税、国民健康保険
- ・ 中小企業退職金共済、小規模企業共済
- ・ 弁護士会議費 会議費か交際費か

10

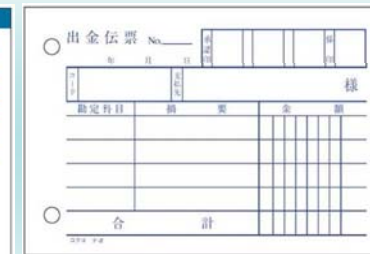
勤務弁護士の確定申告

- ・ 開業届出 住所地か事務所所在地か
- ・ 給与所得と事業所得を合算して確定申告
- ・ 事件預り金専用通帳、事業経費等の通帳管理
- ・ いわゆる上納金は個別の勘定科目で管理
- ・ 青色65万円控除を適用=会計ソフト
- ・ 現金管理 個人依頼者からの現金報酬
- ・ 共同受任事件

11

交通費等の領収書がない支払

領収書があれば必要経費にできるとか、
逆に、領収書がないから必要経費にできない、
という話ではない。



12

弁護士の必要経費の疑問、注意点

- ・ 交際費(飲食、慶弔費、手土産)は相手先明記
- ・ 複数人での飲食費 割り勘
- ・ 弁護団への寄付金や会費、同窓会費
- ・ スーツ、ネクタイ、靴、 カバン
- ・ メガネ、コンタクトレンズ
- ・ 美容院、化粧品
- ・ 社員旅行、同業者旅行、お土産、ゴルフ

13

弁護士の必要経費の疑問、注意点(続き)

- ・ 自宅事務所の水道光熱費、家賃負担
- ・ 自動車
- ・ パソコン、携帯電話、プロバイダ、ジェイコム
- ・ 新聞代、NHK
- ・ 書籍代 雑誌
- ・ 拘置所に反省文のための便箋を差入
- ・ 弁護士会費

14

【弁護士業の必要経費／ 弁護士会役員の交際費等】

東京地裁 H23-08-09 棄却・控訴

- ・ 本件は、弁護士業を営み、弁護士会の役員を務めた原告が、役員としての活動に伴い支出した懇親会費等を事業所得の金額の計算上必要経費に算入し、また、消費税等の額の計算上課税仕入れに該当するとして申告したところ、税務署長が、これらの費用については、必要経費に算入することはできず、課税仕入れには該当しないとして更正処分等をした事案である。

15

【弁護士業の必要経費／ 弁護士会役員の交際費等】

<東京地裁の判断>

- ・ 原告が弁護士会等の役員として行う活動を社会通念に照らして客観的にみれば、その活動は、原告が弁護士として対価である報酬を得て法律事務を行う経済活動に該当するものではなく、社会通念上、弁護士の所得税法上の「事業」に該当するものではないというべきである。

16

【弁護士業の必要経費／
弁護士会役員の交際費等】**仙台弁護士会長**

- ・そうすると、弁護士会等の役員として出席した酒食を伴う懇親会等の費用については、これらが弁護士会等の役員としての活動との関連で支出されたものであるからといって、原告の事業所得を生ずべき業務に直接関係して支出された必要経費であるということとはできない。

→ 否認された交際費は2年分、
約217万円と約166万円

17

税金は、あらゆるものからむ

3 弁護士業務でぶち当たる税務等

18

相続事案

- ・ 配偶者の税額軽減
- ・ 小規模宅地の評価減額
- ・ 二次相続のシミュレーション
- ・ 譲渡益課税不動産の価値
- ・ 相続税取得費加算の利用3年
- ・ 延納、物納の選択

19

相続事案(続き)

- ・ スケジュール(白色申告の青色申請は2ヶ月、放棄3ヶ月、準確定申告4ヶ月、根抵当権6ヶ月、相続税申告納税10ヶ月)
- ・ 3年以内贈与の加算 基礎控除額以内であっても
- ・ 金融機関での名義変更手続きでトラブルも
- ・ 消費税納税義務の承継
- ・ 養子

20

破産管財事案

- ・ 申立代理人として:
- ・ 「帳簿を捨てさせない」= 粉飾納税の取り戻しのためには帳簿が必要
- ・ 管財人として:
- ・ 清算所得課税の税制改正
- ・ 法人税の繰戻還付、予定納税の取戻し、源泉徴収義務、固定資産税、償却資産税、消費税還付

21

成年後見事案

- ・ 家庭裁判所への報告は暦年基準で=確定申告情報がそのまま利用できる
- ・ 会計ソフトを活用する
- ・ 事業所得又は不動産所得と自家用費の区別
- ・ 報酬付与の申立は今後の予定を検討し、小まめに申し立てるか、まとめて申し立てるかを考える

22

その他

- ・ 不動産の譲渡、有価証券の譲渡があれば、損益の相殺、損益の繰越、買換特例の適用を検討
- ・ 所得税だけでなく、市府民税、国民健康保険への影響を検討
- ・ 解決金
- ・ 源泉税
- ・ 生命保険金の課税関係

23